

相談事例(28)

投資話、儲け話に気をつけて！

相談事例 1

自宅に、突然電話があった。「太陽光発電への出資をしないか。年 7.5%の配当がつき、10年保証する」というものである。高配当に魅力がある。問題はないか。

(70歳代 男性)

電話では、北海道、茨城県などで展開しているということでした。その後パンフレットが届きました。それによると「1口120万円で何口でも出資できる。年7.5%の配当を10年保証する。1口で年9万円の配当金を受け取れる。ソーラーパネルのオーナーになって、売電することで利益が出る」ということです。高配当にとっても魅力を感じる、という相談です。太陽光発電とは、ソーラーパネルを屋上に設置して電気を発電し、実際に使用した電力に残りがあればそれを電力会社に売電する、というものです。初期投資に大きなお金が必要で、それを回収するのは長期間かかるといわれています。しかも、売電価格は毎年度見直しが行われ、段階的に下がっています。

相談事例 2

知らないところから、突然電話があり、「8年前に電話勧誘されて海外先物に投資した損を取り戻す訴訟のための承諾書が必要。投資額の650万円の返金は保証する。返金額の1割の65万円を費用として支払ってほしい」という。支払ってよいものだろうか。

(50歳代 男性)

8年前職場に電話があり、50万円でできるというので気楽にはじめたが、「損がでた！追証が必要」とせかされ、いわれるままに損を取り戻したい一心で追証のお金を次々に払い続けた。気がついたら650万円も支払っていた。

配当といわれて手にしたお金は、数回に分けて合計50万円にも満たなかった。その後会社と連絡がとれなくなった。聞くところによると、裁判に負け廃業したという。最近、保証会社の代理というところから「この会社の損を取り戻してあげる」と電話がきた。裁判を起こすので承諾書を出してほしい。返金は保証する。ついては損害額の10%の65万円を支払ってほしい、というものです。

■処理概要

事例 1 「7.5%の配当の根拠が不明であること。10年保証もだれが保証するのかがよくわからない。ソーラー発電が実際にどの程度設置される予定かも不明」であるならば、具

体性に欠けるので、慎重に判断をするよう伝えました。

事例2 当初の被害を取り戻す、と称して新たな被害を生じさせる典型的な相談と思われます。調べたところ、電話をかけてきた事業者とは連絡が取れませんでした。相談者には、ほんとうに裁判を起こすのであれば、訴える裁判所がどこかを確認し、債権者届等手続きも確認することが必要と伝えたと、**「新たな被害にはあいたくない、無視する」**ということになりました。

この2事例ともに「投資」「儲かる」がキーワードです。投資には必ずリスクがつきものです。不特定多数の者に対する元本を保証した出資の受け入れは出資法で禁止されています。都市銀行の定期預金の金利が 0.025%の今日、「高配当を保証する」という言葉は大変魅力的ですが、まずあり得ません。儲け話や高金利には十分気をつけましょう。

事例2のように、すでに被害に遭っている人をターゲットに「損を取り戻す」という誘い文句で、新たな被害を生じさせることにつながりかねません。廃業した会社を相手に裁判を起こしてお金を取り戻すのは事実上不可能と思われます。お金を支払う前に、消費者庁や金融庁のホームページで被害情報を収集し、被害の未然防止をしましょう。

万一お金を支払ってしまったら直ちに当協会の相談室や行政の相談窓口にご相談してください。
(以上)